

令和 7 ・ 8 年度

書面申請用

小規模工事等契約希望者登録 申請（追加申請）の手引

※ 書面申請をされる方は、この手引を確認の上、誤り・記入漏れ等がないように注意してください。

廿 日 市 市

目 次

第 1	登録の申請手順等.....	3
1	登録申請.....	3
2	申請書類の提出先及び申請期間.....	3
3	提出方法.....	3
4	申請資格.....	4
5	登録の通知等.....	6
6	登録の取消し.....	6
7	提出書類一覧表（登録申請書等）.....	6
8	個人情報の保護.....	9
9	補正.....	9
10	申請事項の変更の届出.....	9
第 2	提出書類の記入要領.....	10
1	共通事項.....	10
2	小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第 2 号・1 枚目）.....	10
3	小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第 2 号・2 枚目）.....	12
4	技術職員名簿（様式第 5 号）.....	13
5	工事等施工実績証明書（参考様式あり）.....	13

第1 登録の申請手順等

1 登録申請

令和7年度及び令和8年度に廿日市市が発注する小規模な工事及び修繕のうち、その内容が軽易でかつ履行の確保が容易であると認められるもので、200万円を超えない工事又は100万円を超えない修繕の契約を希望する者の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、所定の小規模工事等契約希望者登録申請書及び添付書類（以下「登録申請書等」という。）を、所定の期限までに提出してください。

なお、建設工事への登録を受けている（申請中を含む。）者は、小規模工事等契約希望者としての登録はできません。

2 申請書類の提出先及び申請期間

(1) 提出先

廿日市市 総務部 契約課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号（廿日市市役所5階）

TEL 0829-30-9108（直通）

(2) 申請期間及び受付時間

ア 申請期間

令和7年4月1日(火)から令和8年9月15日(火)まで（閉庁日を除く。）

イ 持参による提出の受付時間

午前 9:00～11:00

午後 1:00～ 3:00

※ 申請期間を過ぎると受け付けることはできません。必ず期間中に申請してください。

3 提出方法

(1) 提出部数

登録申請書等 1部

(2) 提出方法

原則として郵送により提出するものとし、やむを得ない場合に限り持参により提出してください。

ア 郵送による提出

(ア) 封筒に「**小規模工事等契約希望者登録申請書類 在中**」と記載した上で、「7 提出書類一覧表（登録申請書等）」に掲げる提出書類を、**申請期間内に必着**で提出してください。**申請期間後は、申請を受理しません。**

(イ) 郵送で申請し、受付印を押印した「小規模工事等契約希望者登録申請提出書類一覧（受付票）」の返送を希望する場合は、登録通知用の封筒とは別に、受付票返信用の封筒（長形3号封筒に返送先を記入）に110円切手を貼付し、同封してください。受付票返信用封筒の同封がない場合は、受付票の返送は行いません。

イ 持参による提出

受付時間内に提出先へ持参してください。その場で基本事項を確認しますので、内容を説明できる方がおいでください。

4 申請資格

次のいずれかに該当する者は、小規模工事等契約希望者登録を申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 小規模工事等の履行のための行為に関し、法令等の定めにより許可、認可、登録等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (3) 直近 2 年間に於いて、別表に掲げる申請しようとする工事等の種類について、工事等種類別完成工事高がない者
- (4) 廿日市市契約規則（昭和 63 年規則第 15 号）第 2 条の各号に該当する者
- (5) 登録に係る申請を行うときに、廿日市市に納付すべき市税の滞納がある者
- (6) 登録に係る申請を行うときに、消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (7) 入札参加資格の審査に係る申請又は登録に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告しなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、廿日市市の入札参加資格又は登録の取消しをされた者で、登録申請の日において当該取消しの日から 24 か月を経過している者を除く。
- (8) 申請しようとする工事等の種類について、申請日時点において、既に令和 7・8 年度の登録を受けている者
- (9) 申請しようとする工事等の種類について、令和 7・8 年度に登録の取消しを受けた者又は取下げを行った者《公：注意 解説・広報は使用可》

別表

小規模工事等契約希望者登録の申請に係る登録の区分について

工事等の種類
土木一式工事
プレストレストコンクリート工事
建築一式工事
大工工事
左官工事
とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事
石工事
屋根工事
電気工事
管工事
タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事
鋼橋上部工事
鉄筋工事
舗装工事
しゅんせつ工事
板金工事
ガラス工事
塗装工事
防水工事
内装仕上工事
機械器具設置工事
熱絶縁工事
電気通信工事
造園工事
さく井工事
建具工事
水道施設工事
消防施設工事
清掃施設工事
解体工事

5 登録の通知等

(1) 登録の通知

ア 審査の結果、資格の認定をした者の一覧（以下「資格者名簿」という。）を契約課窓口及び市ホームページで公表します。また、この資格者名簿の公表をもって、審査結果の通知を行ったものとします。

資格者名簿によって公表する内容は、商号又は名称、主たる営業所の所在地、電話番号、登録業種です。

イ 特段の理由があり、審査結果の通知を紙で受取ることを希望する場合は、110円切手を貼付の上で、送付用の封筒（長形3号）を契約課へ提出してください。封筒には受取人の宛先を記入し、敬称は「様」か「御中」を使用してください。（「行」や「宛」は使用しないでください。）

なお、行政書士に依頼した場合など、申請者と受取人が異なる場合は、申請者名がわかるよう、宛名欄外等に申請者名の記載をお願いします。封筒に会社名が入っていたとしても、記載は省略しないでください。記載がない場合、返信用封筒を提出されていても、審査結果の通知書を送付できないことがあります。

ウ 審査結果の通知書は再発行しませんので、大切に保管してください。

(2) 登録の有効期間

登録された日から令和9年3月31日までとします。ただし、この登録は、有効期間以降においても、廿日市市小規模工事等契約希望者登録要綱（平成26年告示第190号）第4条第1項の規定により受付を行う次期の登録の日までは有効とします。

(3) 登録者の取扱い

ア 登録された者は、廿日市市が発注する小規模工事等契約の際に業者選定の対象となり得ますが、業者選定や契約を約束するものではありません。また、業者選定に際しては、原則として1件ごとに複数の業者に見積書の提出を依頼しますので、見積金額が最も低い業者が受注することになります。

なお、見積書の提出に要する経費は見積者の負担となります。

イ この登録は、格付を行っていません。

6 登録の取消し

- (1) 登録後に、登録に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合には、登録を取り消すことがあります。
- (2) 登録の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び登録の申請をすることができません。また、令和9年度についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、登録に係る申請及び登録を受けることができません。

7 提出書類一覧表（登録申請書等）

- ・ 提出書類は、次の表のとおりとします。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。
- ・ 提出書類については、登録に係る審査を申請する日を基準日とし作成してください。

- ・ ○印は提出を必要とするものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示します。
- ・ 第1項から第12項までの書類は、第14項のA4サイズフラットファイルにつづり、提出してください。
- ・ 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した申請書等の控えを1部作成し、様式第2号・2枚目に記入する申請事務担当者が保管してください。
- ・ 提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。
- ・ 行政書士の方に申請を依頼される際、行政書士の方が当方の質問に答えられない場合が見受けられます。申請を依頼される場合には、行政書士の方が申請内容等の質問に答えられるよう十分に配慮してください。窓口での受付中に電話での確認等を行いますと、多くの方に迷惑がかかります。御協力ください。
- ・ 提出書類（様式第1号の受付票を除く。）はお返ししません。

項	提出書類	様式番号	
1	小規模工事等契約希望者登録申請提出書類一覧（受付票） ・ 商号又は名称を記入し、事前に提出書類を確認し、太枠内に○印を記入してください。	様式第1号	○
2	小規模工事等契約希望者登録申請書	様式第2号 (1枚目・2枚目)	○
3	誓約書 ・ 原本提出。写し不可。 ・ 実印を押印してください。	様式第3号	○
4	使用印鑑届 ・ 原本提出。写し不可。 ・ 実印と使用印を押印し、見積り、契約締結、代金請求等に際し使用する旨を記載したもの。なお、これらの場合に実印を使用する場合は不要です。 ・ 使用印鑑は、代表者の印としてください。	様式第4号	△
5	印鑑証明書 ・ 発行から3か月以内のもの。原本提出。写し不可。 ※ただし、測量及び建設コンサルタント等業務と同時に申請を行うにあたり、測量及び建設コンサルタント等業務への申請も紙で行うとき、同封して提出の場合のみ、原本はどちらか一方のみへの添付とし、もう一方の申請については写しでも可とする。 ・ 法人…本店所在地の管轄法務局で発行された代表者（申請者）の印鑑証明書 ・ 個人…本人住所地の市区町村で発行された申請者本人の印鑑証明書		○
6	技術職員名簿 ・ 様式第5号によらず、直近に受審した経営事項審査に係る、建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙2の技術職員名簿の写しに、朱書きで加除訂正を行って申請日現在の状況を示すようにしたものでも可。	様式第5号	○

7	建設業許可申請書の写し ・ 更新手続中の場合のみ提出してください。 ・ 直前に申請した受付印のある建設業許可申請書(建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別紙二(2))の写し。 ・ 建設業許可がない場合は提出不要です。		△
8	工事等施工実績証明書 ・ 発行から3か月以内のもの。原本提出。写し不可。 ・ 登録を希望する業種について作成してください。 ・ 官公庁以外の実績も含みます。		○
9	廿日市市発行の滞納がない証明書 ・ 発行から3か月以内のもの。原本提出。写し不可。 ※ただし、測量及び建設コンサルタント等業務と同時に申請を行うにあたり、測量及び建設コンサルタント等業務への申請も紙で行うとき、同封して提出の場合のみ、原本はどちらか一方のみへの添付とし、もう一方の申請については写しでも可とする。 ・ 市税(延滞金を含む。)について、滞納がないことを証明したもの ・ 廿日市市役所1階税制収納課又は各支所で発行しています。 ・ 廿日市市に納税義務がある方のみ提出してください。		△
10	消費税及び地方消費税の納税証明書 ・ 発行から3か月以内のもの。写しも可。 ・ 未納の税額がないことを証明したもの ・ 課税されていない場合も提出してください。 ・ 法人… 本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税通則法施行規則」という。)別紙第9号その3、又はその3の3による納税証明書 ・ 個人… 本人所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則別紙第9号その3、又はその3の2による納税証明書 ・ 納税証明書のオンライン請求については、次のホームページを参照してください。 https://www.e-tax.nta.go.jp/ 		○
11	財務諸表類の写し ・ 法人…直前1年の事業年度についての「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し ・ 個人…直前1年の事業年度についての「貸借対照表」及び「損益計算書」の写し ・ 登録に係る審査を申請する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とします。		○
12	登記事項証明書(法人)又は身分証明書(個人)		○

	・ 発行から3か月以内のもの。写しも可。 ・ 法人…本店所在地の法務局が発行した登記事項証明書（全部事項証明書の「履歴事項証明書」） ・ 個人…本籍地のある市区町村が発行した身分証明書		
13	登録通知用の封筒 ・ 書面での通知を希望する者に限る。 ・ 長形3号の封筒に110円切手を貼付し、郵便番号及び送付先を記載して、宛先に「様」又は「御中」を明記してください。		△
14	A4サイズフラットファイル ・ 2穴とじ、色指定なし ・ 提出書類をつづり、背表紙に商号又は名称を記入してください。		○

8 個人情報の保護

提出された個人情報は、登録以外の目的には利用しません。

9 補正

- (1) 申請書の内容に不明点がある場合には、申請書記載の担当者又は持参いただいた方に確認します。問合せに対応できるよう提出書類の控えを作成し、保管してください。
- (2) 提出書類に記載誤りや不足等の不備がある場合には、窓口、電話等で補正の指示をします。（軽易なものであれば市が訂正することもあります。）
- (3) 補正の指示を受け、補正がされない場合には、申請を受理することができませんので御注意ください。

10 申請事項の変更の届出

申請書提出後に次の事項に変更が生じたときは、速やかに当該変更事項を届け出てください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店の所在地
- (3) 本店の電話番号等
- (4) 登録の更新、変更、廃業等
- (5) 代表者
- (6) 実印
- (7) 契約印（使用印）

第2 提出書類の記入要領

1 共通事項

- (1) 申請年月日は、提出日を記入してください。
- (2) 提出書類は、**本店（本社）で作成して提出してください。**
したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。印鑑は代表者の実印を「実印」の箇所へ押印してください。なお、申請者欄については、ゴム印等を使用しても構いません。
また、登記簿上の本店と実際の事務を行っている主たる営業所が異なる場合は、**両方を併記**してください。
- (3) 提出書類の作成に当たっては、各様式に定めのあるものを除き、申請日を基準として作成してください。
- (4) 申請書類の記入については、ペンまたはボールペンで行っていただくほか、シートに内容を入力後、印刷した紙での申請も可能です。ペンまたはボールペンで記入するときは、消せるインクや退色しやすいインクは使用せず、またインク色はなるべく黒色を使用してください。

2 小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第2号・1枚目）

(1) 「01 新規・更新の区分」

新規に申請する場合は「1」を、過去に廿日市市の小規模工事等契約希望者の登録を受けたことがある場合は「2」を記入してください。

(2) 「02 法人・個人の区分」

該当する番号（1. 法人 2. 個人）を記入してください。

(3) 「03 法人番号」

法人の場合、国税庁から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づいて指定された**13桁の法人番号**を記入してください。

個人の場合（法人番号の指定対象になっていない方）は空白としてください。**マイナンバー（個人番号）は記入しないでください。**

(4) 「04 商号又は名称（フリガナ）」

フリガナは全角カタカナで記入してください。なお、「株式会社」等の法人の種類を表す文字については、フリガナは不要です。

(5) 「05 商号又は名称（漢字等）」

ア 株式会社等の法人の種類を表す文字は、次の表の略号を用いて記入してください。

イ 括弧もそれぞれ1字とし、全角で記入してください。

【例】 株式会社の場合	（株）	→正しい
	株	→誤り

種類	株 式 会 社	有 限 会 社	合 資 会 社	合 名 会 社	協 同 組 合	協 業 組 合	企 業 組 合	合 同 会 社	有限責任 事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
種類	一般財団 法 人	一般社団 法 人	公益財団 法 人	公益社団 法 人	特例財団 法 人	特例社団 法 人			
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)			

(6) 「06 代表者役職（漢字等）」

代表者の役職を全角で記入してください。

(7) 「07 代表者氏名（漢字等）」

代表者の名前を、姓と名との間を1文字空けて記入してください。

(8) 「08 郵便番号」

本店（本社）の郵便番号を「－（ハイフン）」で結んで半角で記入してください。

(9) 「09 所在地」

本店（本社）の所在地を都道府県名から全角で記入し、「丁目」、「番地」、「番」及び「号」は、「－（ハイフン）」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。
都道府県名及び市町村名等を必ず記入してください。

【例】 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号「廿日市市役所5階」の場合

「09 所在地」の欄

広島県廿日市市下平良1－11－1

「09 所在地」下段「（ビル名等）」の欄

廿日市市役所5階

(10) 「10 電話番号」及び「11 FAX番号」

本店（本社）の電話番号及びFAX番号を市外局番から「－（ハイフン）」で結んで半角で記入してください。

(11) 「12 Eメールアドレス」

メールアドレス中、「大文字」、「小文字」、「－（ハイフン）」、「_（アンダーバー）」、「.（ドット）」等は明確に記入してください。なお、メールアドレスがない場合は、空白のままとしてください。

(12) 「13 Eメールアドレス区分」

該当する番号（1. 法人用 2. 担当者用）を記入してください。「12 Eメールアドレス」に記入していない場合は空白のままとしてください。

(13) 「14 現在の建設業の許可番号」

ア 申請日現在、許可を受けている最新の建設業の許可番号、許可年月日を記入してください。

年月日は和暦とし、元号を、「平成→4、令和→5」のいずれかの数字で記入してください。
 イ 右詰めで、余白を0で埋めて記入してください。なお、建設業許可を受けていない場合は、空白のままとしてください。

【例】 広島県知事許可「第99999号」の方の許可年月日が令和元年9月30日の場合、
 〈大臣・知事コード〉欄には「

3	4
---	---

」と、〈許可番号〉欄には「

0	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---

」と、
 〈最新の許可年月日〉欄には「

5	0	1
---	---	---

年⁰

9

月³

0

日」 と記入してください。

大臣・都道府県知事コード

国土交通省	00	群馬県	10	長野県	20	和歌山県	30	福岡県	40
北海道	01	埼玉県	11	岐阜県	21	鳥取県	31	佐賀県	41
青森県	02	千葉県	12	静岡県	22	島根県	32	長崎県	42
岩手県	03	東京都	13	愛知県	23	岡山県	33	熊本県	43
宮城県	04	神奈川県	14	三重県	24	広島県	34	大分県	44
秋田県	05	新潟県	15	滋賀県	25	山口県	35	宮崎県	45
山形県	06	富山県	16	京都府	26	徳島県	36	鹿児島県	46
福島県	07	石川県	17	大阪府	27	香川県	37	沖縄県	47
茨城県	08	福井県	18	兵庫県	28	愛媛県	38		
栃木県	09	山梨県	19	奈良県	29	高知県	39		

(14) 「15 営業年数」

登録希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から申請日までの期間（1年未満の端数は、これを切り捨てます。）を記入してください。

(15) 「16 総職員数」

登録の申請日において、申請者が常時雇用している従業員数を記入してください。

(16) 「17 廿日市市への納税義務の有無」

該当する番号（1. あり 2. なし）を記入してください。なお、市内に営業所がないなどの理由で廿日市市税の納税義務がない場合は、「2」を記入してください。

廿日市市内に従業員が居住していることで、特別徴収を行っているときは「1」を記入してください。

3 小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第2号・2枚目）

(1) 「18 登録を希望する業種」

登録を希望する業種について、次のとおり記入してください。

ア 「建設業許可」の欄は、建設業許可がない場合は「0」を、一般建設業許可を有している場合は「1」を、特定建設業許可を有している場合は「2」を記入してください。

イ 「完成工事高」の欄は、実績証明書の実績額を記入してください。

※ 完成工事高のない業種については、申請できません。

ウ 「技術職員数」の欄は、該当する者の人数を記入してください。

(2) 「申請事務担当者」

当該申請書の作成等、申請事務を実際に担当した者の所属部署名、担当者氏名、連絡先の電話番号及びFAX番号を記入してください。なお、行政書士等代理人の方が作成等された場合は、欄外の余白に作成者の氏名及び連絡先の電話番号を記入してください。

4 技術職員名簿（様式第5号）

- (1) 「生年月日」欄の「元号」欄については、「明治→1、大正→2、昭和→3、平成→4」を入力してください。
- (2) 「有資格区分コード」欄及び「実務経験者担当業種コード」欄については、技術職員資格区分コード表及び実務経験者担当業種コード表を参考に記入してください。
- (3) 行が足りない場合は、行の挿入等を行ってください。

5 工事等施工実績証明書（参考様式あり）

登録を希望する業種について、次の項目を含む施工実績証明書を、注文者の証明を受けて提出してください。なお、施工実績は、官公庁以外の実績も含みます。また、全ての項目を含んでいるものであれば、様式は問いません。

(1) 業種

業種については、様式第2号・2枚目の「18 登録を希望する業種」を参照してください。

(2) 件名（工事名等）

直近2年間に施工した工事等

直近2年間とは、申請日直前に確定した決算を含む過去2年間の決算を指します。**申請日の直前2年間ではないので注意してください。**

(3) 施工場所**(4) 最終請負金額****(5) 契約年月日****(6) 完成年月日**